

第1章 はじめに

■ガイドライン策定の背景

- ・放送コンテンツ製作における製作者の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの製作取引の適正化への要請の高まり。
- ・このような状況を踏まえ、総務省において、平成20年1月より、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」(座長:舟田正之立教大学法学部教授)を開催し、放送コンテンツ製作に関する取引適正化のためのガイドライン策定のための検討を実施。

■ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作事業者のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善、及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

第2章 問題となりうる事例

1 トンネル会社の規制

- 放送局の子会社の製作会社(下請業者)から再委託を受けた製作会社(孫請業者)が、発注書交付を要求したところ、「子会社なので下請法の対象外」と言われ、発注書の交付を拒否された。

2 発注書及び契約書の交付、交付時期

- 発注の時点では何ら書面が交付されず、放送後に送付される。発注書に金額の記載がなく、その後補充書面も送付されない。

3 支払期日の起算日

- 支払期日を「放送日起算」としていることにより、納入日と放送日の間が1ヶ月程度空くような場合に、結果として受領日から60日を過ぎて支払いが行われる。

4 不当な経済上の利益の提供要請(著作権の帰属(納入した番組・素材)、窓口業務)

- 番組製作委託契約において、番組の著作権が製作会社にある場合、その番組の素材も含めて、著作権、著作隣接権、所有権、二次利用権の一切は放送局に帰属するとされ、その対価に関する協議はない。

5 買ったたき

- 毎年製作を請け負っていたレギュラー番組について、経費節減のため、同じ取材日数・スタッフ等が必要な内容にもかかわらず、契約改編期に一方的に製作費を減額された。

6 不当な給付内容の変更及びやり直し

- 発注書、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、局から追加発注されるが、製作費は当初予定額同様であり、業務内容だけが增加する。

第3章 望ましいと考えられる事例

- 企画公募の枠の番組について、放送局は「放送権」のみ購入し、著作権は製作会社に帰属させる。
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている。
- 番組改編期や新しい企画ごとに単価も見直している。ディレクター等の単価は経験年数に基づいて設定されており、経験とともに単価を上げてモチベーションを高める観点から、時間をかけて交渉し、単価を引き上げる等している。